

〔日本書紀神武〕戊午年二月丁未、皇帥遂東、舳舻相接、方到難波之碕、會有奔潮ハヤシタ太急、因以名爲浪速國、亦曰浪華、今謂難波訛、六月、海中卒遇暴風、中三毛入野命亦恨之曰、我母及姨並是海神、何爲起波瀾、以灌溺乎、則踏浪ナミ、而往乎常世鄉矣、〔伊勢物語上〕むかし男有けり、京に有わびて、あづまにいきけるに、いせおはりのあはひの海づらをゆくに、なみのいとまろくたつをみて、

いとまろく過ゆくかたのこひしきにうら山しくもかへるなみかな、となんよめりける、

〔土佐日記〕けふ月○承平五年正月、海あらけにて、いそに雪ふり、なみの花さけり、あるひとのよめる、

なみとのみひとへにきけどいろみればゆきとはなとにまがひぬるかな

〔倭名類聚抄涯〕渚 韓詩注云、一溢一否曰渚、昌與反、和名奈木左

〔箋注倭名類聚抄水〕韓詩二十二卷、漢薛氏章句、見隋書、今無傳本、經典釋文引與此同、西京賦、李善注引有少異、爾雅小洲曰渚、釋名渚遮也、體高能遮水使旁回也、廣雅渚處也、按說文、渚水出常山中丘蓬山、東入渴、非此義、說文又云、者、別事詞也、諸、辯也、段玉裁曰、辯也、當作辯詞也、辨、判也、者與諸音義同、釋魚、前兪諸果、後兪諸獵、諸即者、郊特性、或諸遠人乎、亦作或者遠人乎、凡舉其一、則其餘謂之諸、以別之、因之訓諸爲衆、然則者亦有衆義、故轉一溢一否謂之者、再轉謂小洲爲者、後人从水作渚、與渚水字自別、古事記、海神之女豐玉毘賣命、白、天神之御子不可生、海原爾、即於其海邊波限造產殿、註訓波限云、那藝佐、按奈岐佐、水與陸之界、正波之所寄也、後多與美岐波混言、神代紀、波瀲同訓、新井氏曰、奈岐佐、浪際之義、波佐同韻、

〔東雅地〕岸二○中渚をナギサともいふは、波の限れる所なれば、舊事紀には、波瀲の字用ひられしかども、古事記には、波限の字を用ひたりけるなり、古記にキと云ひしは、限りの義ありしかば、ミナギハとも、キシとも、ナギサとも、云ひしと見えたり、